様式コード						
2	2	0	1			

健康保険 被保険者資格喪失届

常務理事	事務長	業務課長	係	長	担当者

	令和	年 月	月 日提出	Ц							
	事 業 所 整理記号	-		事業所 記号							
提出者	事業所所在地	届書記入の個人番号に誤 〒 -	りがないことを確認しました。								
記入欄	事業所名称						社会保険労務	计記載 欄			
	事業主 氏名 電話番号		()		氏	名 等				
	1		2 (79)	/					1		
被	被保険者 整理番号		氏名	<i>h'</i> †)		(名)		③ 生年月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月日日
保険者 1	④ 個番 人 長 基礎年金 金 番 金 番 金 番 金 番 金 番 金 番 金 番 金 番 金 番 金				⑤ 喪 失 年月日	9. 年 令 和	月	日 ⑥ 喪 失 (不該因			日死亡)
	⑦ 	該当する項目を〇で囲ん 1. 二以上事業所		3. その他		資格確認書 添付		枚 70歳		被用者不該当 たは死亡日を記入	(してください)
	備考	2. 退職後の継続再	1	()	返不 能		枚 不該当	不該当年月日	9. 年	月日
₩.	被保険者整理番号		② (7)			(名)		③ 生年 月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月日日
被保険者2	④ 個 人 番 号 基礎年 金番号				⑤ 喪 失 年月日	9. 年	月	日 ⑥ 喪 失 (不該当) 原 因			日死亡)
	⑦ 備考	該当する項目を〇で囲ん 1. 二以上事業所!		3. その他		資格確認書 回収 添付 返不		枚 70歳		被用者不該当	してください)
	più 3	2. 退職後の継続車	再雇用者の喪失	()	能		枚 不該当	不該当年月日	9. 令和	月日
被	被保険者整理番号		② (7 ¹) 氏名			(名)		③ 生年 月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月日日
似保険者 3	(4) 個番号 基礎年 金番号				⑤ 喪 失 年月日	9. 年 和	月	日 ⑥ 喪 失 (不該 因			日死亡)
	備考	該当する項目を〇で囲ん 1. 二以上事業所		3. その他 (١	資格確認書 回収 添付 返不 能		8 枚 70歳 不該当	(退職日ま	被用者不該当 たは死亡日を記入 9. 年	してください) 月 日
		2. 退職後の継続科			J	1,0			不該当年月日	令和	
1	被保険者整理番号		② (7)			(名)		3 生年 月日	5. 昭和 7. 平成 9. 令和	年	月日日
保険者	④ 個番 基礎年 金番号				⑤ 喪 失 年月日	9. 年	月	日 ⑥ 喪 失 (不該当)原 因			日死亡)
4	⑦ 備考	該当する項目を〇で囲ん 1. 二以上事業所		3. その他		資格確認書 回収 添付 返不		を 校 70歳 不該当	 □ 70歳以上 (退職日ま	被用者不該当たは死亡日を記入	してください)
		2. 退職後の継続科	再雇用者の喪失)	能		枚 不該当	不該当年月日	9. 令和	, H

この届書は、「従業員が退職した場合」、「60歳以上の方で退職後に継続して再雇用した場合」、「従業員が死亡した場合」、「従業員が75歳に到達した場合」、「障害認定を受け後期高齢者医療の資格を取得した場合」等にご提出いただくものです。

記入方法 ·

提出者記入欄 : 事業所記号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号をご記入ください。

事 業 所 整理記号		-		事 業 所 記 号	101
---------------	--	---	--	--------------	-----

①被保険者整理番号:資格取得時に払い出しされた被保険者整理番号を、必ずご記入ください。

②氏名
: 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

③生年月日 : 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

 5 四和 7.平成 9.令和
 年
 月
 日

 3 0 5 0 3

④個人番号: 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。

(基礎年金番号) (基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号を個人番号(マイナンバー)の下段にご記入ください。)

⑤喪失年月日: 下図を参照し、喪失年月日をご記入ください。

1 1 2 3 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
退職等による資格喪失	退職日の翌日 転勤の当日 雇用契約変更の当日				
死亡による資格喪失	死亡日の翌日				
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日				
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日				

⑥喪失(不該当)原因

: 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。退職・死亡の場合は、その当日の年月日を()内にご記入ください。

4.退職等	退職した場合、雇用契約の変更等により被保険者の適用対象外となった場合、退職後に継続して再雇用した場合
5.死亡	死亡した場合
7.75歳到達	75歳に到達したことで後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合
9.障害認定	65歳以上75歳未満の方で、障害認定により後期高齢者医療に該当し、健康保険の被保険者資格を喪失する場合

⑦備考

:「1.二以上事業所勤務者の喪失」は、2カ所以上の適用事業所で勤務している被保険者が喪失する場合に〇で囲んでください。 60歳以上の者で、退職した者が1日の空白もなく引き続き再雇用された場合、「2.退職後の継続再雇用者の喪失」を〇で囲み、この届書とあわせて『被保険者資格取得届』をご提出ください。

転勤により資格喪失する場合は、「3.その他」を○で囲み、()内に「○○年○○月○○日転勤」とご記入ください。

厚生年金基金の加入員である被保険者であって被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失した者については、「3.その他」

を○で囲み、()内に「加入員の資格同月得喪」とご記入ください。

「資格確認書回収」欄は、回収した枚数を「添付」、回収できなかった枚数を「返不能」にご記入ください。

なお、返不能の場合は、『資格確認書回収不能届』をご提出ください。

添付書類 -

- ・健康保険資格確認書(本人および被扶養者分)
- ※資格確認書が回収できない場合は、『資格確認書回収不能届』をご提出ください。
- ・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合
 - ア.就業規則・退職辞令のコピー等退職日が確認できる書類および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー
 - イ.上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書(退職日、再雇用日が記載されているもの)等

お知らせ

- ・保険料の負担は、資格喪失月の前月分までとなります。退職による資格喪失の場合、喪失日は退職日の翌日となるため、月末に退職した場合は退職月分の保険料まで控除する必要がありますのでご注意ください。
- ・退職後の健康保険任意継続を希望する場合は、退職後20日以内にお手続きしてください。詳しくは当組合にお問い合わせください。